

感染症について

保健センター

<学校において予防すべき感染症の種類>

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第19条第2号イにおいて同じ。）
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

これらの病気が疑わしい場合は、登校せず医療機関を受診してください。

<第1種の感染症の出席停止基準について>

治癒するまで

<第2種の感染症の出席停止基準について>

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下線又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

<第3種の感染症の出席停止基準について>

結核・第3種の感染症は、医師において感染のおそれがないと認めるまで

第2種の感染症の多くは、予防接種（定期・任意）が小学校入学時までには実施されているものです（一部はそれ以降も実施）。自分の予防接種の状況や、罹患の状況を母子手帳などで正確に確認し、ワクチン未接種で罹患していない方やワクチン接種が不十分な方は、医師と相談のうえワクチンを接種することをお勧めします。

<第1～3種の感染症と診断された場合>

- 1、保健センター（03-3407-5197）へ電話で連絡する。
- 2、大学へ「感染症による欠席証明書」の提出が必要となりますので、本学ホームページからプリントアウトし、医療機関で記入してもらい、登校初日に保健センターへ提出してください。

* 不明な点は、保健センターまでお問い合わせください。

参考：文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1334054.htm

国立感染症研究所感染症情報センター

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

東京都感染症情報センター <http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/>